

# 下野市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しました

## 計画策定の背景

新型インフルエンザや未知の感染症である新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成25年4月13日に施行されました。

この法律により、国、県、市に行動計画の作成が義務付けられており、国家の危機管理として対応するため、平成25年に策定された政府及び栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、本市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に關する事項や本市が実施する対策等

を示した「下野市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。

## 対策の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

## 対策の基本方針

- 新型インフルエンザ等対策を迅速かつ柔軟に実施する。
- 社会全体が一丸となって対策に取り組む。
- 複数の対策をバランス良く実施する。

## 新型インフルエンザとは…

これまで人の間で流行を起こしたことのないインフルエンザウイルスが、トリやブタの世界から人の世界に入り、新たに人から人に感染するようになったもの、またはかつて世界的規模で流行したインフルエンザで、その後流行することなく長期間が経過し、現在の国民が免疫を獲得していないインフルエンザです。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザと異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫をもっていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがあります。

## 対策推進のための役割分担

社会的影響の大きい新型インフルエンザ等に適時適切に対応するためには、国、県、市による対策だけでなく、医療機関や事業者、市民を含め、対策に関わる各主体が役割を十分に理解し、行動することが必要です。

## 各主体における主な役割

### 市の役割

- 新型インフルエンザ等の情報を収集する。
- 最新の情報を市民にわかりやすく提供する。
- 「新型インフルエンザ等相談窓口」を設置する。
- 手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を普及する。
- 新型インフルエンザ等医療業務に従事する者や新型インフルエンザ等対策に従事する者を対象に特定接種を行う。
- 新型インフルエンザ等に有効なワクチンを市民に対し接種する住民接種を行う。
- 下野市業務継続計画により市の業務を継続する。
- 在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援を行う。

### 医療機関の役割

- 新型インフルエンザ等患者への医療を提供する。

### 一般の事業者の役割

- 職場における感染対策を行う。

### 市民の役割

- 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザやその対策等に関する情報を得て、発生時にとるべき行動を理解する。
- 手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の感染対策を実践する。
- 新型インフルエンザ等の発生に備えて、食料品、生活必需品等の備蓄を行う。

## 発生段階及び主要5項目

新型インフルエンザ等対策は、一連の流れをもって発生及び流行の状況に応じた対策を講じる必要があるため、状況の変化に即応した意思決定を行えるよう、新型インフルエンザ等の発生段階を5段階に分類しています。

また、発生段階ごとに「(1)実施体制」「(2)情報収集及び情報提供・共有」「(3)予防・まん延防止」「(4)予防接種」「(5)市民生活及び地域経済の安定の確保」の主要5項目についての対策を記載しています。※詳しい内容については、市ホームページをご覧ください。